

秋田市告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市山王三丁目1番7号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟

- 2 委託契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで